

名古屋市達第 8 号

環 境 局
環 境 局 工 場

名古屋市環境局工場処務規程（昭和45年名古屋市達第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 工場に業務を処理するため次の組織を置く。 （略） 工場長補佐（運転）（大江破碎工場に限る。） <u>工場長補佐（運転）(2)（富田工場に限る。）</u> （略） 2 ～ 4 （略）	第 3 条 工場に業務を処理するため次の組織を置く。 （略） 工場長補佐（運転）（ <u>富田工場及び大江破碎工場に限る。</u> ） （略） 2 ～ 4 （略）

附 則

この達は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。